経済産業省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画

令 和 4 年 7 月

経 済 産 業 省

# 目 次

第一	基本的な考え方1
第二	措置の内容4
第三	進捗状況7
第四	実施状況の点検10
第五	その他の措置

## 第一 基本的な考え方

平成28年5月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。)が改正され、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対し、表1に記載する中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとに定める計画的処理完了期限の1年前を処分期間の末日として、当該処分期間内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分又は処分委託することが義務付けられるとともに、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄(ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。)すること等が義務付けられた。

また、特別措置法に基づく「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)」において、各省庁は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画(以下「実行計画」という。)」を策定するとともに、当該実行計画の実施状況について、毎年度公表することとされている。

本実行計画は、基本計画の記述に基づき、経済産業省が保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有している高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の早期の処分委託及び廃棄その他の措置を実行するために必要な事項を定めるものである。

なお、本実行計画の対象期間は、令和4年5月から令和5年度末(中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北海道事業における安定器及び汚染物等の計画的処理完了期限。)までとする。

【表1】中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設ごとの計画的 処理完了期限等(基本計画より抜粋、一部加筆。)

事業名 (実施	処理対	事業対象地	事業対象地域	施設能力	事業の	D時期
場所)	象	域	以外に保管さ		計画的処理完了	事業終了準備期
			れている処理		期限	間※1
			対象物			
北九州	大型変	A地域	C地域の車載	1.5トン/	平成31年3月31	平成31年4月1
(福岡県北九	圧器・		変圧器の一部	日(ポリ	日	日から令和4年
州市若松区響	コンデ		、D地域のコ	塩化ビフ		3月31日まで
町1丁目)	ンサー		ンデンサーの	ェニル分		
	等		一部	解量)		

	安定器	A地域、B		10.4トン	令和4年3月31	令和4年4月1
	及び汚	地域及びC		/日 (安	日	日から令和6年
	染物等	地域(大阪		定器及び		3月31日まで
		PCB処理		汚染物等		
		事業所及び		の量)		
		豊田PCB				
		処理事業所				
		における処				
		理対象物を				
		除く。)				
大 阪(大阪	大型変	B地域	A地域の大型	2.0トン/	令和4年3月31	令和4年4月1
府大阪市此花	圧器・		変圧器・コン	日(ポリ	日	日から令和7年
区北港白津2	コンデ		デンサー等の	塩化ビフ		3月31日まで
丁目)	ンサー		一部*2	エニル分		
	等		C地域の車載	解量)		
			変圧器の一部			
			及び特殊コン			
			デンサーの一			
			部、E地域の			
			特殊コンデン			
			サーの一部			
	安定器	B地域(小			令和4年3月31	令和4年4月1
	及び汚	型電気機器			日	日から令和7年
	染物等	の一部に限				3月31日まで
	>10 120 13	る。)				0 / 1 0 1   1 0 1
豊田(愛知	大型変	C地域	A地域の大型	1.6トン/	令和5年3月31	令和5年4月1
	大空変 圧器・	し地域	変圧器・コン	日 (ポリ	〒和3年3月31 日	日から令和8年
			変圧器・コン デンサー等の		H	
町3丁目)	コンデ		アンサー等の 一部 <sup>※2</sup>	塩化ビフ		3月31日まで
	ンサー			エニル分		
	等		B地域のポリ	解量)		
			プロピレン等			
			を使用したコ			
			ンデンサーの			
			一部			
	安定器	C地域(小			令和5年3月31	令和5年4月1
	及び汚	型電気機器			日	日から令和8年
	染物等	の一部に限				3月31日まで
1	V 12 41	1				
	<b>米</b> 肉寸	る。)				

東京(東京	大型変	D地域	C地域の車載	2.0トン/	令和5年3月31	令和5年4月1
都江東区青海	圧器・		変圧器の一部	日(ポリ	日	日から令和8年
3丁目地先)	コンデ		、E地域の大	塩化ビフ		3月31日まで
	ンサー		型変圧器の一	ェニル分		
	等		部	解量)		
	安定器	D地域(小	北九州PCB		令和5年3月31	令和5年4月1
	及び汚	型電気機器	処理事業所及		日	日から令和8年
	染物等	の一部に限	び大阪PCB			3月31日まで
		る。)	処理事業所か			
			ら発生する廃			
			粉末活性炭			
北海道(北海	大型変	E地域		1.8トン/	令和5年3月31	令和5年4月1
道室蘭市仲町	圧器・			日(ポリ	日	日から令和8年
)	コンデ			塩化ビフ		3月31日まで
	ンサー			ェニル分		
	等			解量)		
	安定器	D地域及び		12.2トン	令和6年3月31	令和6年4月1
	及び汚	E地域(東		/日 (安	日	日から令和8年
	染物等	京PCB処		定器及び		3月31日まで
		理事業所に		汚染物等		
		おける処理		の量)		
		対象物を除				
		< 。)				

#### (注)事業対象地域については、以下のとおり。

A地域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B地域:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C地域:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 D地域:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E地域:北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、

群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

※1 基本計画に記載する発生量に含まれない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了 準備期間が設けられている。令和4年5月の基本計画の一部変更において、各事業における処理対象物の 処理完遂に向けて、事業終了準備期間も活用して処理を実施することとしている。

※2 北九州事業地域で計画的処理完了期限の後に新規発見された大型変圧器・コンデンサー等について、大阪事業及び豊田事業において処理を行う。

# 第二 措置の内容

基本計画第5章において、各省庁が実行計画で定めるべきものとされている 事項を踏まえ、以下の取組を進めるものとする。

1. 経済産業省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の実態調査及び早期処理の実施

経済産業省が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況等の届出又は電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく管理状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有量を網羅的に把握する。

また、経済産業省が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル 廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、特別措置 法で定める処分期間内に処理を完了するように、高濃度ポリ塩化ビフェニル 使用製品の廃棄、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の中間貯蔵・環境安全事 業株式会社への登録、処分委託等を確実に行う。また、処分期間は中間貯 蔵・環境安全事業株式会社が整備する全国5箇所の拠点的広域処理施設の事 業対象地域ごとに異なるため、事業対象地域ごとの保管量及び所有量を把握 し、それぞれの処分期間に応じて明確な進捗管理を行う。

2. 補助金の交付等を行っている施設等\*1の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄 物の保管及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有の実態調査及び早 期の処分委託・廃棄に係る要請

経済産業省が所管する経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構、日本アルコール産業株式会社(以下、独立行政法人等という)が管理する施設等において、特別措置法に基づく保管状況等の届出又は電気事業法に基づく管理状況の届出がされている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有量を網羅的に把握する。また、独立行政法人等に対し、独立行政法人等が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、徹底した掘り起こし

調査を行うよう要請する。

加えて、電気事業法の電気工作物ではない X 線発生装置や昇降機、溶接機等、非自家用電気工作物の中にも高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が組み込まれている場合があることから、該当機器について確認を行うよう要請する。

さらに、独立行政法人等が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に向けたスケジュールを把握し、処分期間内に確実に処理を完了するように、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録、処分委託等を要請する。

- ※1 基本計画に定めのある「補助金の交付等を行っている施設(地方公共団体の管理する施設等を除く。)等」とは、各省庁が所管する独立行政法人及び特殊法人であって、運営費交付金を交付している独立行政法人又は施設等の建設・維持・管理に対し、国の補助金等が充てられている独立行政法人及び特殊法人が管理する施設等をいう。
- 3. その他の施設等※2に対する早期処理に係る周知等
- (1) 経済産業省が所管する事業に関する業界団体等に対する周知

経済産業省が所管する事業に関する業界団体等に対して、実態把握及び処理期間内の一日でも早い処理委託に関する周知を行う。

具体的な周知内容及び方法としては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとに定められている処分期間、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こしの方法等を、所管する業界団体等に対して通知等により情報発信を行う。さらに所管する業界団体に対して、SNS、メール等を用いての周知を要請し、一層広範囲に処分期間内の処理の取組に係る情報が発信されるようにする。

- (2)経済産業省が直接行う周知・広報
- ① 保管・所有事業者に向けた効果的な情報発信

ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品を保管・所有している事業者及びその可能性のある事業者に対し、電気事業法及び特別措置法の内容、特に処分期間の遵守並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の掘り起こし調査等に向けた周知徹底を行うための情報発信を実施する。

#### ② 処分期間の末日が迫っている地域への重点的な情報発信

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業対象地域ごとの処分期間末日までに処分委託等を行う必要がある。そのため、処分期間末日が迫っている事業対象地域に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の処分完了に向けた重点的な情報発信を行う。

#### ③ 関係機関・団体との連携

産業保安監督部が主催するセミナー等を通じ、電気主任技術者や電気工事 関係団体へ掘り起こし調査等の協力要請を行うとともに、効果的な取組や先 進事例を展開する。

#### ④ 説明会の開催

経済産業省と環境省が連携して、電気事業法及び特別措置法の制度等ポリ 塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理促進のための国の施策に関する最新情報 を広く紹介するための事業者向け説明会を開催する。

### ⑤ 経済産業省ウェブサイトを通じた情報発信

既存の経済産業省ウェブサイトの PCB 処理促進ページにおいて、問合せ先及び届出先を明確化し、関連する資料及び参照先の更新を随時行い、充実化を図る。

※2 基本計画で定めのある「その他の施設等」とは、各省庁の所管業界団体、2.で対象と した法人以外の各省庁が関係する独立行政法人・特殊法人が管理する施設等をいう。

# 第三 進捗状況

- 1. 経済産業省が管理する施設等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄 物及び所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期限内の早期 処理に向けた進捗状況
- (1)経済産業省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管 量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量

経済産業省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管 量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量等について、表2のとおり 示す。

【表2】経済産業省が管理する施設等における保管量・所有量等(総括表)(令和4年3 月末時点)

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境	処分予定※1
			安全事業株式会	
			社への登録済量	
大型変圧器等	台	0	0	_
大型コンデンサー等	台	0	0	_
安定器	個	421	421	令和4年度中
小型コンデンサー※2	個	0	0	_
その他汚染物等	個	0	0	_

<sup>※1</sup> 中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうる。

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品> 該当無し

(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域 ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器及び汚染物等の保管 量・所有量等

経済産業省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、安定器及び汚染物等の、中間貯蔵・

<sup>※2</sup> 小型コンデンサー(3kg未満のもの)は汚染物等に含まれ、安定器及び汚染物等の処分期間が適用される。

環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの保管量及 び所有量等について、表3のとおり示す。

【表3】北海道・東京事業の事業対象地域(処分期間:令和5年3月31日まで)における保管量・所有量等(令和4年3月末時点)

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境	処分予定※1
			安全事業株式会	
			社への登録済量	
安定器	個	421	421	令和4年度中
小型コンデンサー※2	個	0	0	_
その他汚染物等	個	0	0	_

- ※1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうる。
- ※2 小型コンデンサー (3kg 未満のもの) は汚染物等に含まれ、安定器及び汚染物等の処分期間が適用される。
- 2. 独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物 及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有の進捗状況等
- (1) 独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物 の保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量

独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量等について、表4のとおり示す。

【表4】経済産業省が所管する独立行政法人等における保管量・所有量等(総括表)(令和4年3月末時点)

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境	処分予定※1
			安全事業株式会	
			社への登録済量	
大型変圧器等	台	0	0	_
大型コンデンサー等	台	0	0	_
安定器	個	4	0 % 3	令和4年度中
小型コンデンサー※2	個	33	2 * 3	令和4年度中
その他汚染物等	個	15	12 % 3	令和4年度中

- ※1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうる。
- ※2 小型コンデンサー (3kg 未満のもの) は汚染物等に含まれ、安定器及び汚染物等の処分期間が適用される。

※3 未登録の機器等については令和4年度に中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ登録予定。

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品> 該当無し

(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器及び汚染物等の保管量・所有量等

独立行政法人等が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、安定器及び汚染物等の中間貯 蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの保管 量及び所有量等について、表5のとおり示す。

【表 5 】北海道・東京事業の事業対象地域(処分期間:令和 5 年 3 月 3 1 日まで)における保管量・所有量等(令和 4 年 3 月末時点)

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	中間貯蔵・環境	処分予定※1
			安全事業株式会	
			社への登録済量	
安定器	個	4	0 % 3	令和4年度中
小型コンデンサー※2	個	33	2 * 3	令和4年度中
その他汚染物等	個	15	12 % 3	令和4年度中

- ※1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整事項であり、変更がありうる。
- ※2 小型コンデンサー(3kg未満のもの)は汚染物等に含まれ、安定器及び汚染物等の処分期間が適用される。
- ※3 未登録の機器等については令和4年度に中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ登録予定。

# 第四 実施状況の点検

実行計画の進捗状況については、1年ごとに点検を行い、「PCB 廃棄物の早期 処理に係る関係省庁連絡会議」(平成 28 年 11 月 10 日 関係省庁申し合わせ) 等で早期処理に向けた新たな方策等が示された場合等、実行計画を見直す必要 があれば更に短い期間で点検を行う。点検は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごと、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物 及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種別ごとに、処分及び廃棄の予定量を踏まえ、定量的に行う。

また、取組の透明性を確保するとともに、率先的取組の波及を促す観点から、 点検の結果は毎年度公表する。

## 第五 その他の措置

経済産業省が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、処分期間の末日である令和9年3月31日までに自ら処分又は処分委託を確実に終え、所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同期限までに率先して確実な廃棄・処分委託又はポリ塩化ビフェニルの除去に努めるものとする。

ポリ塩化ビフェニルは、その優れた耐食性、耐水性等により、一部の塗料に使用されており、当該塗料が塗装された道路橋等の鋼構造物の塗膜からポリ塩化ビフェニルが検出されている。これらのポリ塩化ビフェニル含有塗膜の大部分は低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物となると考えられる。そのため、ポリ塩化ビフェニルを含有した塗料が使用された施設を対象に、ポリ塩化ビフェニル含有塗膜に係る調査を実施し、当該塗膜の速やかな除去、廃棄及び処分委託に努める。

その他の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル使 用製品は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使 用製品とは状況・事情が異なるため、今後、それらの使用実態等の把握を十分に 行うとともに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び低濃度ポリ塩化ビフェニ ル使用製品の処理に関する取組、進捗管理等を具体化する。

なお、令和4年3月末時点において、経済産業省が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品等について、表6のとおり示す。

【表 6 】経済産業省が管理する施設等の低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量等(令和 4 年 3 月末時点)

<低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量	処分予定
大型変圧器等	台	0	_
大型コンデンサー等	台	0	_
小型変圧器・コンデンサー等	個	0	_
その他汚染物等	個	4	令和4年度中
	個	57	令和8年度末

<低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品> 該当無し